

令和8年10月25日執行
新潟市長選挙

指定病院等における

不在者投票事務取扱要領

新潟市では、区選挙管理委員会が不在者投票に関する諸手続の窓口となります。

新潟市選挙管理委員会

目 次

I はじめに

1 選挙の種類	1
2 不在者投票制度とは	1
3 「指定病院等」とは	1
4 「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは	2
5 不在者投票管理者とは	2
6 留意していただくこと	3

II 事務処理について

1 事前の周知	4
2 「投票用紙等」の請求	4
3 「投票用紙等」の交付	5
4 不在者投票ができる期間及び時間	6
5 投票記載場所の設備	6
6 立会人	7
7 不在者投票の方法	8
8 特殊な投票や手続	1 1
9 不在者投票実施記録簿及び発送簿の作成	1 2
10 使用する様式	
・不在者投票用紙等代理請求依頼書（記載例）	1 3
・不在者投票用紙等代理請求書（記載例）	1 4
11 外部立会人	1 5
・外部立会人選定依頼書（記載例）	1 7
・外部立会人選定通知書（記載例）	1 8
・立会人選任書（記載例）	1 9
・立会人承諾書（記載例）	2 0
・立会人選任実績報告書（記載例）	2 1
12 経費の請求	2 2
・不在者投票経費請求書（記載例）	2 4
・委任状（記載例）	2 5
・請求書（外部立会人経費用）（記載例）	2 6
・別記請求内訳書（記載例）	2 7
・領収書（記載例）	2 8

III 資料

1 「指定病院等」における不在者投票事務の質疑応答集	2 9
2 「指定病院等」における不在者投票のフロー	3 5
3 新潟市・区選挙管理委員会所在地一覧	3 8

I はじめに

1 選挙の種類

この度、新潟市を選挙区とする「新潟市長選挙（以下「市長選挙」という。）」の投票が以下のとおり行われます。

告示日（立候補届出日）	令和8年10月11日（日）
不在者投票期間	令和8年10月12日（月・祝） ～10月24日（土）
不在者投票時間	午前8時30分～午後5時
選挙期日（投票日）	令和8年10月25日（日）
投票方法	候補者1人の氏名を自書する
投票用紙の色	白色（点字：オレンジ色）
印刷文字の色	赤色（点字：黒色）

※ 不在者投票用外封筒の色及びそれに印刷されている文字の色は、投票用紙と同じです。

2 不在者投票制度とは

不在者投票の制度は、選挙期日（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前にあらかじめ投票することを認めるものであり、一般投票の例外的な制度です。

「指定病院等」の不在者投票事務は、区選挙管理委員会事務局で行います。

3 「指定病院等」とは

- (1) 県選挙管理委員会が不在者投票のできる施設として指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設
 - (2) 国立保養所、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び船舶
- 以下、これらをあわせて「指定病院等」といいます。

4 「指定病院等」で不在者投票をすることができる人とは

新潟市各区の選挙人名簿に登録されている人のうち、次のとおりです。

区分 \ 所在	区域内の「指定病院等」 に入院中・入所中	区域外の「指定病院等」 に入院中・入所中
	できない	できる
歩行可能な人 (外出可能な人)		
病気、負傷等のため 歩行が困難な人	できる	できる

- (注1) 「区域内」とは、その選挙人が行く投票所の範囲である投票区の区域内のことです。
なお、歩行可能（外出可能）な選挙人の投票区の区域と「指定病院等」の所在地の投票区の区域が同じであるか不明なときは、「指定病院等」の所在地の区選挙管理委員会にお問い合わせください。
- (注2) 病人の付添人や看護師等は、「指定病院等」で不在者投票はできません。
- (注3) 「歩行が困難」とは、選挙期日（投票日）の当日に歩行が困難と見込まれれば良く、不在者投票の当日、現に歩行が困難でなくとも差し支えはありません。
- (注4) 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容中の人は、歩行が困難かどうかに関わらず、選挙期日（投票日）の当日にその施設に収容されていると見込まれれば、その施設において不在者投票をすることができます。
また、船舶に乗船中の船員についても、選挙の当日乗船中であることが見込まれれば、その船舶において不在者投票をすることができます。

5 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院・入所中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることはできません。

このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）の請求依頼があった場合、不在者投票理由（2 ページ参照）に当たるかどうかを認定のうえ、選挙人に代わって、選挙人の名簿登録地の区選挙管理委員会の委員長（以下「選管委員長」といいます。）に対して「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1) の請求に基づき選管委員長から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備（6～7 ページ参照）をすること。
- (4) 投票の立会人（1 人以上）を選び、投票に立ち会わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き込まれていないかどうか、汚損又は破損はないか等について点検した後、投票させること。
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。（代理投票については 9～10 ページ参照）
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を「選管委員長」に直接又は郵送により送致すること。（なるべく直接お持ちください。）

6 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期に渡って行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。特に、「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務のほかにこの仕事をしていただくわけですが、「選挙は民主主義の基本をなすものである。」ことを十分にご認識いただき、選挙事務が公正に執行されるようご協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の2 点に留意し、公正かつ適切な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由、公正、平等を心がけ、投票の秘密保持を期するとともに、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えたりすることのないようにしてください。

Ⅱ 事務処理について

1 事前の周知

事前につきのようなポスターを掲示して選挙人に周知することが適当です。

お 知 ら せ

当院は、公職選挙法の定めるところにより、入院中の患者の申し出により不在者投票ができることになっています。

つきましては、来たる10月25日（日）に執行される「新潟市長選挙」の不在者投票を下記により行いますので、希望される当院の入院患者の方は、事務局まで申し出てください。

記

1 投票日時

○月○日（○曜日） 午前○時～午後○時

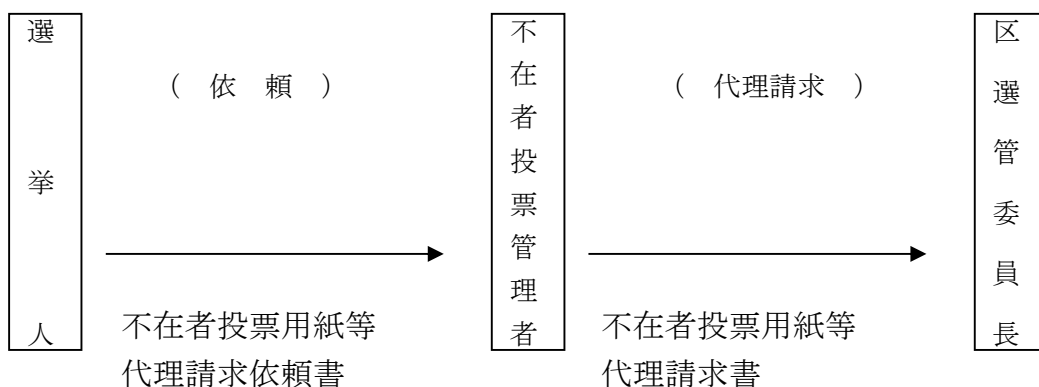
2 場所（投票記載所） ○○会議室

なお、上記の投票日以外でも申し出により投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り上記の日時に投票してください。

また、投票記載所内には候補者の氏名を掲示することができないため、投票記載所には、あらかじめ候補者の氏名を確認のうえお越してください。

病院長 ○○ ○○

2 「投票用紙等」の請求



- (1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日（10月24日）までで、選挙期日の告示の日（10月11日）前においても行うことができます。
- (2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合には、「不在者投票用紙等代理請求依頼書（13ページ参照）」を選挙人から記載してもらい、これを保存しておいてください。

なお、手の不自由な人や自書できない状態の人等については、代理人による記載もやむを得ませんが、できるだけ本人に記載させてください。

- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由に該当すると認めた場合には、「不在者投票用紙等代理請求書（14ページ参照）」に必要事項を記入の上、「選管委員長（その入院患者等が登録されている選挙人名簿の属する選管委員長）」に対して直接又は郵便等で請求してください。

なお、選挙人が投票を点字で行う場合には、「不在者投票用紙等代理請求書」の備考欄に「点字」と記入してください。

- (4) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。
- (5) 「指定病院等」の長に請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら請求する方法があります。この場合には、「不在者投票請求書兼宣誓書」により「選管委員長」に対して直接又は郵便等で請求することになります（以下、選挙人自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。）。

3 「投票用紙等」の交付

2（2）の方法で請求しますと、「選管委員長」から、次の諸用紙が交付されます。

- | |
|--|
| <p>① 投票用紙</p> <p>② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）</p> |
|--|

この場合、不在者投票管理者は「投票用紙等」を受け取ったら、原則として直ちに、選挙人にこれを渡さなければなりません。

しかし、「投票用紙等」を事前に選挙人に交付した場合、紛失してしまったり、投票記載所以外の場所で候補者の氏名を記載されたりするおそれがあるときは、選挙人の同意を得た上で、不在者投票管理者が厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所で交付することもやむを得ません。

《選挙人が自ら請求した場合は、投票用紙等のほかに不在者投票証明書（証明書用封筒に封入されています。）が同時に交付されますが、選挙人はこの証明書用封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、それが誤って開封されたか否かを問わず、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

「投票用紙等」を渡す際には、必ず送付通知書に記載された氏名と「不在者投票用紙等代理請求依頼書」の氏名とを照合し、確認した上で、渡し間違いのないように注意してください。

なお、告示日前でも投票用紙等の請求はできますが、区選挙管理委員会から投票用紙等が送付されるのは告示日の翌日以後となります。

4 不在者投票ができる期間及び時間

選挙期日の告示日の翌日（１０月１２日）から選挙期日の前日（１０月２４日）までの、毎日午前８時３０分から午後５時までです。（区選挙管理委員会において不在者投票（期日前投票）ができる時間は、午前８時３０分から午後８時までですが、「指定病院等」において不在者投票ができる時間は午後５時までですので、注意してください。）

なお、「指定病院等」における不在者投票日をあらかじめ定めて統一して投票を行わせる場合は、投票済みの「投票用紙等」が選挙期日の前日までに「選管委員長」に届くような日を設定してください。

統一した日における投票が終了しても、不在者投票期間内（投票日の前日まで）であれば不在者投票は可能であり、請求があれば不在者投票をさせなければならないことに留意してください。

5 投票記載場所の設備

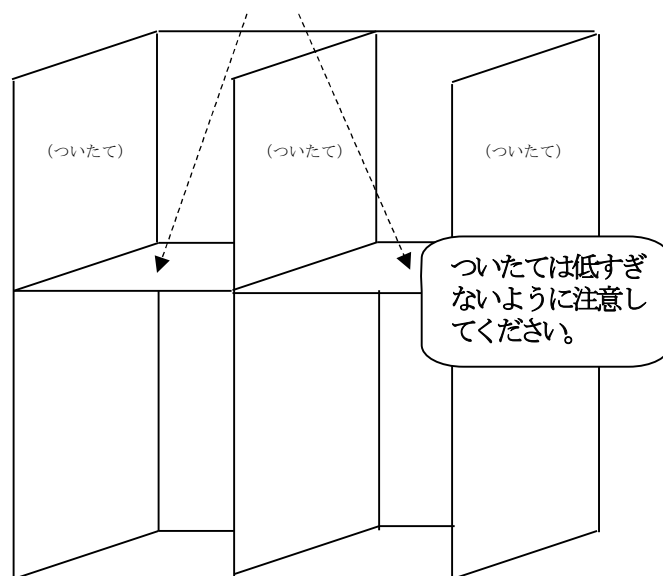
「指定病院等」の施設内に、不在者投票管理者の管理のもとにおいて、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当な設備をしなければなりません。

なお、投票記載場所に候補者の氏名等が記載されたポスター等の文書を掲示することはできません。このようなポスター等の文書があるときは、撤去してください。

また、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いがある限り、ベッドで投票ができます。

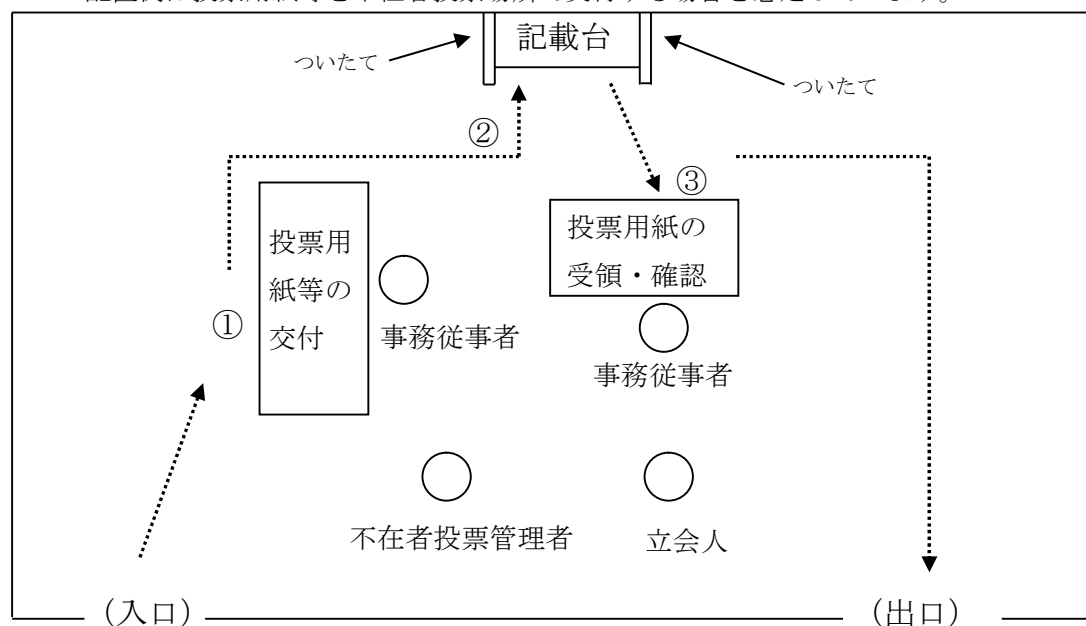
（注）投票記載場所に特定候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者への投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として１年以下の禁錮又は３０万円以下の罰金に処せられます。

記載台例（筆記用具を置いてください。）



<不在者投票を行う場所の配置例（①から③の順序で投票を行う）>

*この配置例は投票用紙等を不在者投票場所で交付する場合を想定しています。



6 立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち会わせなければなりません。立会人がいないで行われた投票は無効となりますので、最低1人の立会いがなければなりません。また、**不在者投票管理者やその事務を補助する者は、立会人又は代理投票（又は仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。**

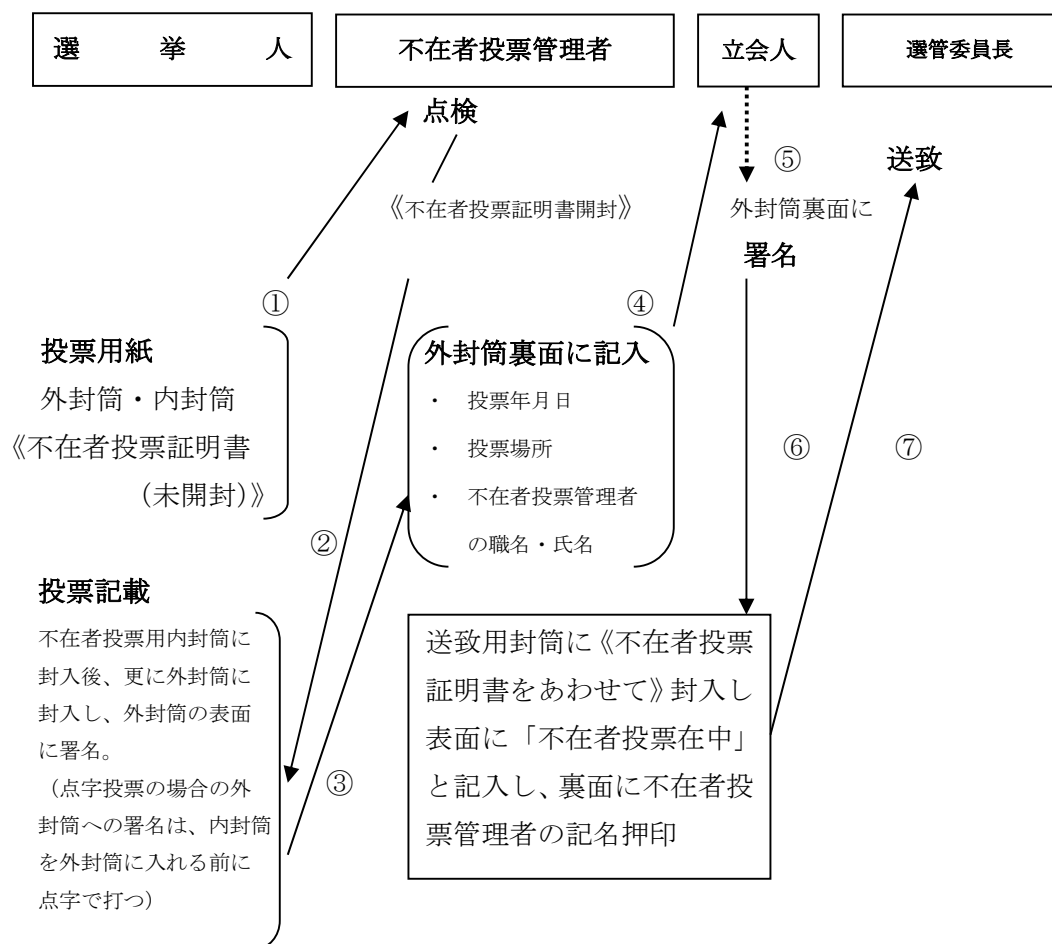
例えば、立会人が選挙人に記載済み投票用紙の封入の仕方を指示説明したり、投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取ったりすることは、立会人が不在者投票事務を行う者を兼ねたことになり許されないものです。

なお、立会人は選挙権（当該選挙の選挙権に限らない。）を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

また、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせること（いわゆる外部立会人制度）その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされています。（努力義務）

外部立会人制度については、15～16ページを参照してください。

7 不在者投票の方法



* 《不在者投票証明書》は、本人自ら「選管委員長」に対し「投票用紙等」を請求した場合に交付されるものです。

(1) 不在者投票の手続

ア 立会人等の確認

立会人が立ち会っているか、候補者の氏名等が記載された文書やポスター等が掲示されていないか確認してください。

イ 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする者が、「投票用紙等」を請求した選挙人であるか否かを確認してください。

《選挙人自ら「投票用紙等」を請求した者については、不在者投票証明書によって確認してください。》

ウ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、所定のものかどうか、汚損や破損がないかどうか、すでに候補者の氏名等が記載されていないかどうかを点検してください。

《選挙人自ら「投票用紙等」を請求した者については、「投票用紙等」のほかには不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかどうか併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

エ 投 票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、次のように行ってください。

- ① 選挙人が自ら投票用紙に候補者の氏名を記載します。
- ② 記載した投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、
- ③ さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせます。
- ④ その後、外封筒の表面(「投票者」と書いてある下)に必ず署名させ、提出させてください。(11ページ参照)

なお、点字投票の申出があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。

(注意) 不在者投票用外封筒の表面の署名は、次の代理投票の場合を除くほか、**選挙人に必ず自署**させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印等で選挙人名を押したり他人が代わって記載したりしないようにしてください。なお、署名の下に押印するとか、不在者投票用封筒に印をもって封かんする必要はありません。

オ 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事由により自書できないときは、不在者投票管理者に申請して代理投票をさせることができます。この場合の申請は、口頭でも結構です。

代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は次の手順により行わせることになります。

- ① 立会人の意見を聴いて、補助者2人を定める。
***不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできません。**
補助者には、不在者投票管理者及び立会人とは別の人で、事務従事者から2人を選んでください。
- ② 定めた2人の補助者のうち、1人を立ち会わせたとで、他の補助者1人に投票記載場所で、選挙人の指示する「候補者1人の氏名」を記載させる。
- ③ 補助者に、記載した「候補者の氏名」を選挙人に示させた上、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせる。

- ④ その補助者に、不在者投票用外封筒の表面（「投票者」と書いてある下）に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させる。

なお、選挙人に代理投票の理由がないと認めたときは、立会人の意見を聞いた上で拒否することになります。

また、代理投票の場合は、必ず次の代理投票調書を作成し、「投票用紙等」と一緒に「選管委員長」に送致してください。

<様式> 不在者投票の代理投票調書

代理投票をした 選挙人の氏名	補 助 者		代理投票の 事 由
	氏 名	氏 名	

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、①投票した年月日と会場(具体的に例えば〇〇会議室、ベッドなど)を記載し、②不在者投票管理者の職名と氏名を記入した上、③投票に立ち会った立会人に署名をさせてください。(次頁参照)

なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印等は使用できません。立会人の氏名は必ず署名させてください。

次に、この不在者投票用外封筒を《選挙人自らが請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「不在者投票在中」の表示を朱書きで明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちに選挙人の名簿登録地の選管委員長に直接又は郵便等（速達）で送致してください。

(裏)
(表)

外封筒の記載例

立会人が必ず署名する
（ゴム印は使用で
ません）

立会人

新潟 花子

不在者投票管理者

 病院長 新潟 太郎

投票場所

 新潟市中央区学校町通一番町六〇二番地一
 〇〇 病院 面会室

投票年月日

 令和 8 年 〇 月 〇 日

不在者投票管理者が記載する（ゴム印で
ません）

令和 8 年 10 月 25 日執行
 新潟市長選挙
不在者投票

(外封筒)

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いて

投票者

 上越 太郎

投票者が署名する（ゴム印は使用で
ません）

(選挙管理委員会処理欄)

投票区	ページ	番号
		選管が記入する

8 特殊な投票や手続

不在者投票の事務処理について、今まで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票や手続があります。詳細については、新潟市選挙管理委員会におたずねください。

(1) 選挙人が船員の場合の手続

選挙人が船員である場合は、「投票用紙等」の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書をあわせて提示しなければなりません。

(2) 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がいをもつ選挙人の場合、一定の条件のもとで、郵便等による不在者投票が認められています。これは、選挙人本人が自ら郵便等により「投票用紙等」の交付を「選管委員長」に請求し、現在する場所で投票を記載した後、選挙人が「選管委員長」に対して郵便等により送付する制度です。郵便等による不在者投票を行うことができるのは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、戦傷

病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳、介護保険被保険者証の交付を受けている選挙人の中で、障がいがある程度に該当し、あらかじめ「区選挙管理委員会」から、郵便等投票証明書の交付を受けている人のみです。

この場合、投票を記載する場所に制限がないことから、「指定病院等」で投票を記載することもあります。が、「指定病院等」の長が不在者投票管理者となっていく不在者投票ではありませんので、注意してください。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等によらず、一般の「指定病院等」での不在者投票を行うことも可能であり、この場合は「指定病院等」の長が当然に不在者投票管理者となります。

(3) 代理投票の仮投票

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人に異議があるとき、又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に投票の記載した補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載させて提出させることになります。

9 不在者投票実施記録簿及び発送簿の作成

不在者投票を実施したら、次の記録を作成の上、保存してください。

なお、様式は指定しませんので、適宜作成してください。

(1) 「不在者投票実施記録簿」

次の事項を記載してください。

- ① 選挙の種類
- ② 不在者投票の実施年月日、時間
- ③ 実施場所
- ④ 不在者投票管理者（代理人）の職、氏名
- ⑤ 事務補助者の職、氏名
- ⑥ 立会人の住所、氏名
- ⑦ 投票した選挙人の住所、氏名
- ⑧ 代理投票をしたときは、
 - ・代理投票をした選挙人の氏名
 - ・補助者の氏名（代理記載人の氏名、立ち会った者の氏名）
- ⑨ その他必要事項

(2) 「不在者投票発送簿」

送致先（郵送先）ごとに、次の事項を記載してください。

- ① 送致先（郵送先）
- ② 送致日（発送日）
- ③ 投票者氏名
- ④ 数量
- ⑤ その他必要事項

10 使用する様式等

(選挙人 → 病院長等)

記載例

令和8年10月〇日

〇 〇 病院長 (病院長、老人ホーム長、刑務所長、警察署長、少年院長等)

新潟 太郎 様

依頼者 (下記のとおり)

不在者投票用紙等代理請求依頼書

私 (達) は、令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙の投票を当 〇 〇 病院 で行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるようお願いします。

記

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考
新潟市中央区 〇〇町1丁目1番地1	上 越 太 郎	昭和22年2月22日	点字
新潟市中央区 〇〇町1丁目1番地1	上 越 花 子	昭和11年11月11日	代理記入者 新潟 一

- 備考 1 点字によって投票しようとする選挙人は、備考欄に「点字」と記載してください。
- 2 必ず選挙人本人が記入してください。やむを得ず選挙人に代わって代理記入する場合は、備考欄に「代理記入者〇〇〇〇」と記載してください。

(病院長等 → 区選管)

令和 8 年 10 月〇日

新潟市中央区 選挙管理委員会委員長

住 所 新潟市中央区学校町通2番町602番地1
 〇〇病院長（氏名） 新 潟 太 郎

不在者投票用紙等代理請求書

下記の選挙人は、令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行予定の新潟市長選挙の当日、当 〇〇〇 病 院 にあるため、当 〇〇〇 病院 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項（同令第 51 条第 2 項において準用する同令第 50 条第 4 項）の規定による依頼があったので、下記の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙） 及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

記

選挙人名簿に記載されている住所	選 挙 人 氏 名	生 年 月 日	備 考
新潟市中央区〇〇町1丁目1番地1	上 越 太 郎	大正 昭和 平成 22・2・22	点字
新潟市中央区〇〇町1丁目1番地1	上 越 花 子	大正 昭和 平成 11・11・11	
		大正 昭和 平成	
		大正 昭和 平成	
		大正 昭和 平成	
		大正 昭和 平成	
		大正 昭和 平成	

備考 選挙人から「点字投票」の申立てがあった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

1 1 外部立会人

不在者投票管理者は、区選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる（いわゆる外部立会人制度）その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされています。

外部立会人による立会いは、おおむね次の手順によりますが、具体的な選定手続は所在地の区選挙管理委員会に確認してください。

（１）事前調整

施設の規模等により、必要な外部立会人の人数や立会日時等が異なりますし、外部立会人を選定する区選挙管理委員会においても、立会可能な人数には限りがあるので、外部立会人の実施を希望する場合には、必ず所在地の選挙管理委員会と事前調整を行ってください。

（２）外部立会人の選定依頼

（１）による調整が整ったら、「外部立会人選定依頼書」（１７ページ）により、区選挙管理委員会に対し、正式に選定依頼を行ってください。

（３）外部立会人の選定等

外部立会人の選定方法については、主に次の①～③の方法があり、それぞれ事務手続きが異なるので、（１）の事前調整の際に区選挙管理委員会と十分確認してください。

① 不在者投票管理者が外部立会人を選定する方法 （不在者投票管理者が謝金・旅費を支払い）

区選挙管理委員会から外部立会人候補者を選定した旨の通知がありますので、不在者投票管理者は、直ちに当該外部立会人候補者に対し、必要な連絡等を行い、当該外部立会人候補者から承諾を得てから選任してください。

その際、当該外部立会人候補者に「立会人選任書」（１９ページ）を送付するとともに、当該外部立会人候補者から「立会人承諾書」（２０ページ）を徴しておいてください。

② 区選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法 （区選挙管理委員会が報酬・旅費を支払い）

区選挙管理委員会が外部立会人を任命した場合は、区選挙管理委員会からその旨の通知がありますので、不在者投票管理者は、当該外部立会人を選任してください。「立会人選任書」及び「立会人承諾書」については①と同様です。

③ 区選挙管理委員会が職員を派遣する方法

区選挙管理委員会が職員を派遣する場合は、区選挙管理委員会からその旨の通知がありますので、不在者投票管理者は、当該職員を外部立会人として選任してください。

(4) 不在者投票の実施及び選任報告について

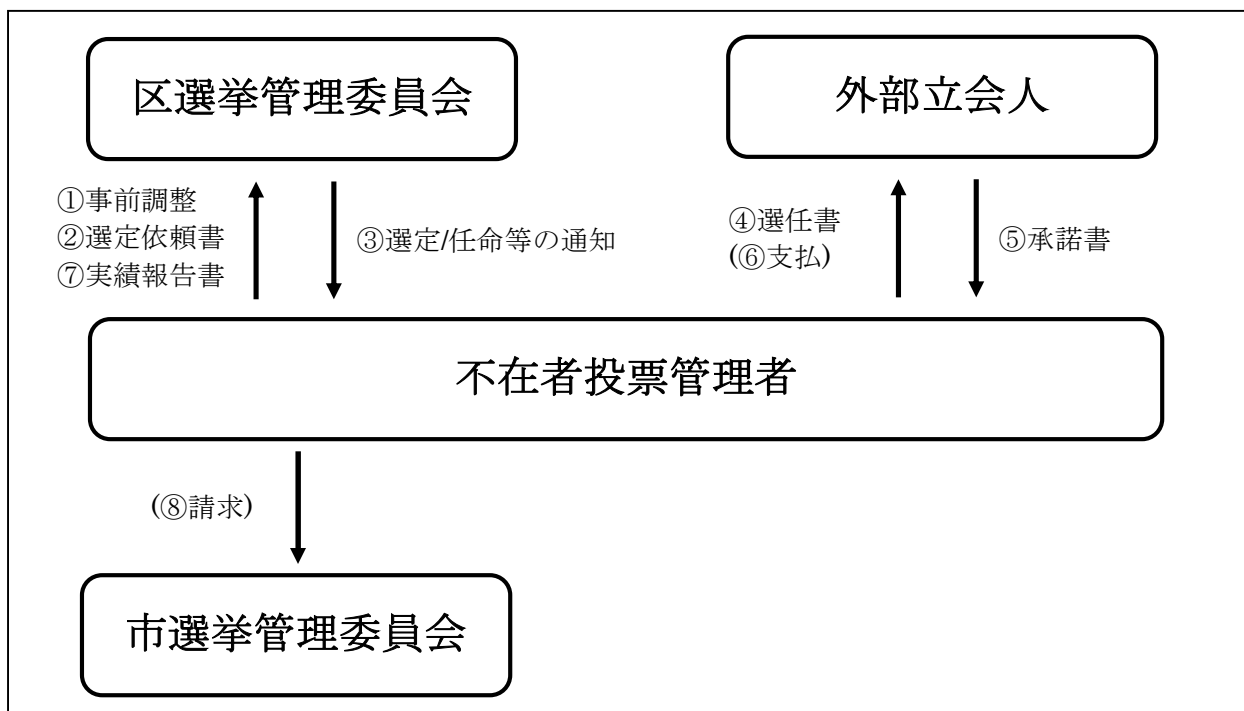
外部立会人を選任し、不在者投票を行った場合は、区選挙管理委員会に「立会人選任実績報告書」(21ページ)を提出してください。

※「立会人選任実績報告書」は、経費を市選挙管理委員会に請求する際にも必要になりますので、写しを控えておいてください。

(5) 外部立会人に対する経費について

不在者投票管理者は、外部立会人に謝礼及び旅費を支給した場合(上記(3)①の場合に限ります。)、その費用を市選挙管理委員会に請求することができます。詳細は22ページを参照してください。

【イメージ図】



- ① 区選挙管理委員会と事前調整
- ② 区選挙管理委員会へ外部立会人選定依頼書を送付
- ③ 区選挙管理委員会から選定／任命等の通知
- ④ 外部立会人へ立会人選定書を送付
- ⑤ 外部立会人から立会人承諾書を受領
- 不在者投票の実施 -----
- ⑥ 外部立会人へ謝金・旅費支払い（不在者投票管理者が選任する方法の場合のみ）
- ⑦ 区選挙管理委員会へ立会人選任実績報告書を提出
- ⑧ 市選挙管理委員会へ経費を請求（不在者投票管理者が選任する方法の場合のみ）

(施設 → 区選管)

令和8年 **10** 月 **6** 日

新潟市〇〇区 選挙管理委員会委員長 あて

住所 **新潟市中央区〇〇町〇番〇号**
(施設名) 長 **〇〇病院** 〇〇 〇〇

外部立会人選定依頼書

下記のとおり、令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙について、公職選挙法第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、同条第10項の規定に基づく立会人の選定を依頼します。

記

1 不在者投票実施日時

令和8年 **10** 月 **21** 日 (**水**)

午前・午後 **8** 時 **30** 分 ～ 午前 **午後** **5** 時 **00** 分

※複数回実施する場合は適宜記載してください。

2 不在者投票実施場所

〇〇病院 1階 ミーティングルーム

(区選管 → 施設)

記 載 例

令和8年 **10** 月 **7** 日

(施設名) 長

〇〇**病院** 〇〇 〇〇 様

新潟市〇〇区選挙管理委員会委員長

外部立会人選定通知書

令和8年10月25日執行予定の新潟市長選挙について、貴施設における不在者投票の外部立会人として、下記のとおり、選定することとしましたので通知いたします。

記

1 立会人の氏名等

氏 名 **選挙 太郎**
住 所 **新潟市〇〇区△△1丁目×番×号**
連絡先 **025-0000-0000**

2 立会日時

令和8年 **10** 月 **21** 日 (水)

午前・午後 **8 時 30 分** ～ 午前・午後 **5 時 00 分**

(施設 → 立会人)

記 載 例

令和8年 **10** 月 **9** 日

選挙 太郎 様

住所 **新潟市中央区〇〇町〇番〇号**
(施設名) 長 **〇〇病院 〇〇 〇〇**

立 会 人 選 任 書

あなたを、令和8年10月25日執行の新潟市長選挙について、下記のとおり行われる指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の **10** 分前までに **〇〇病院 1階 受付** においでください。

記

1 立会日時

令和8年 **10** 月 **21** 日 (水)

午前 ・ 午後 **8 時 30 分** ～ 午前 ・ **午後 5 時 00 分**

2 立会場所

〇〇病院 1階 ミーティングルーム

3 持参品

筆記用具及び印鑑 (認め印可)

(立会人 → 施設)

記 載 例

令和8年 **10** 月 **14** 日

(施設名) 長

〇〇**病院** 〇〇 〇〇 様

住 所 **新潟市〇〇区△△1丁目×番×号**

氏 名 **選挙 太郎** ㊞

※署名又は記名押印すること。

立 会 人 承 諾 書

令和8年10月25日執行の新潟市長選挙について、貴施設において下記のとおり行われる不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

1 立会日時

令和8年 **10** 月 **21** 日 (水)

午前・午後 **8 時 30 分** ～ 午前・午後 **5 時 00 分**

2 立会場所

〇〇**病院 1階 ミーティングルーム**

(施設 → 区選管)

記 載 例

立 会 人 選 任 実 績 報 告 書

令和 8 年 **10** 月 **26** 日

新潟市〇〇区 選挙管理委員会委員長 様

住所 **新潟市中央区〇〇町〇番〇号**
(施設名) 長 **〇〇病院 〇〇 〇〇**

令和 8 年 10 月 25 日執行の新潟市長選挙について、下記のとおり立会人を選任し、不在者投票を実施しましたので報告します。

記

1 不在者投票立会実績

立 会 日 令和 8 年 **10** 月 **21** 日 (水)

立会時間 **午前** 午後 **8 時 30 分** ～ 午前 **午後** **3 時 35 分**
※午前 12 時から午後 1 時まで昼食休憩

立会場所 **〇〇病院 1 階 ミーティングルーム**

外部立会人氏名 **選挙 太郎**

2 不在者投票実施実績

不在者投票者総数 **50** 人

実施時間 **上記 1 の立会時間と同じ** 上記 1 の立会時間と異なる

※ いずれかに○を付けてください。

※ 立会時間と異なる場合は、次に記載してください。

午前 ・ 午後 時 分 ～ 午前 ・ 午後 時 分

(外部立会人記載欄)

上記の通り不在者投票に立ち会ったことを認めます。

令和 8 年 **10** 月 **21** 日

(外部立会人住所)

新潟市〇〇区△△1丁目×番×号

(外部立会人氏名)

選挙 太郎 印 ※

※署名又は記名押印すること。

1 2 経費の請求

(1) 不在者投票に要した経費

不在者投票をした選挙人 1 人につき 1,236 円を請求できます。請求書（2 4 ページ参照）に投票内訳書又は「不在者投票用紙等代理請求書」の写しを添付して請求してください。

(2) 外部立会人に要した経費

不在者投票管理者が外部立会人に謝金及び旅費を支払った場合、市に経費を請求できます。

費用負担に係る上限額は、次のとおりです。

① 外部立会人が 1 日（8.5 時間）従事した場合 12,400 円

② 外部立会人が 1 時間従事した場合 1,458 円

※ 費用負担に係る上限額であるため、実際の支給金額が上限額を下回ったような場合は、その費用負担額は実際の支給金額となります。

※ 外部立会人に対する謝金及び旅費のみが費用負担の対象ですので、支給に係る事務経費（例えば振込手数料等）は費用負担できません。

請求書（外部立会人経費用）（2 6 ページ参照）に、「区選挙管理委員会からの選定通知書（写）」、「立会人選任実績報告書（写）」及び「謝金領収書等」を添付して請求してください。

< 提出期限 >

請求書は、令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）まで（選挙後 1 ヶ月以内）に新潟市選挙管理委員会事務局に直接、郵便、メール等により提出してください。

< 提出先 >

〒951-8068

新潟市中央区上大川前通 8 番町 1 2 6 0 番地 1

新潟市選挙管理委員会事務局

電 話 025-226-3346

メール senkan@city.niigata.lg.jp

<請求書を作成する際の注意事項>

請求者名は、経費等の請求権限のある者としてください。

必ずしも不在者投票管理者が請求者となるわけではありません。

なお、請求者名義以外の口座に振り込みを希望する場合は、請求者から不在者投票経費の受領権限を委任されたことを証明する「委任状（25ページ参照）」を作成し、請求書に添付してください。

○参考：委任状添付の要否について

区分	請求者名	口座名義	委任状
法人	医療法人〇〇 □□理事長	医療法人〇〇 □□理事長	不 要
		医療法人〇〇	
		医療法人〇〇 △△病院	
		△△病院長又は△△病院	必 要
		その他の名義人	
	医療法人〇〇 △△病院長	医療法人〇〇 □□理事長	不 要
		医療法人〇〇	
		医療法人〇〇 △△病院長又は△△病院	
		△△病院長又は△△病院	
		その他の名義人	必 要
個人	△△病院 △△□□	△△病院 △△□□	不 要
		△△□□	
		その他の名義人	必 要

請 求 書

記 載 例

(あて先)

令和 8 年 **10** 月 **26** 日

新潟市長 様

		不在者投票施設名		○ ○ 病 院	
法人経営の場合のみ記入	所在地	新潟市中央区学校町通2番町602番地1			
	法人名	医療法人 ○○会			
経費等の請求権限を有する者を記入	請求者の職・氏名	理事長	新潟 一郎	印	※

令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行の新潟市長選挙について、当施設において行われた不在者投票経費を下記のとおり請求します。

記

- 請求金額 2,472 円
- 内 訳 別紙のとおり (1 人 1,236 円 2 人分)
- 口座振替の内容

金融機関名	○○銀行 (金融機関コード 4桁数字)							
支店名	△△支店 (店番号 3桁数字)							
口座番号	普通 当座	0	1	2	3	4	5	6
ふりがな	いりょうほげん ○○かい りちよう にいがた いちろう							
口座名義	医療法人 ○○会 理事長 新潟 一郎							
住 所	新潟市中央区学校町通2番町602番地1							
電話番号	025-123-4567							

発行責任者	長岡 次郎	事務担当者	三条 五郎
所属部署名	○○課○○係	連絡先	025-123-4567 内線○○○

- (注) 1 押印を省略する場合は発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を必ず記入してください。なお、発行責任者は、請求書を発行するにあたり責任を有する方を記入してください。
- 2 請求金額は訂正しないでください。
- 3 「不在者投票用紙等代理請求書」の写しを添付してください。なお、当該代理請求書の備考欄に必ず投票送致年月日を書き添えてください。その際投票用紙を請求したが、都合により投票しなかった場合は備考欄に「棄権」と記入してください。
- 4 この請求書の提出は令和 8 年 1 1 月 2 4 日 (火) までをお願いします。

委 任 状

令和8年10月25日執行の新潟市長選挙についての不在者投票経費の受領について下記の者に委任します。

記

受任者氏名 ○○病院長 越後 乙夫 印 ※

令和8年○○月○○日

医療法人 ○○会
請求者氏名 理事長 新潟 一郎 印 ※

（委任者）発行責任者及び事務担当者

発行責任者 役職・氏名 総務課長 中越 花子 （連絡先 025-123-4567 ）

担 当 者 所属・氏名 総務課総務係 下越 次郎 （連絡先 025-123-4568 ）

※押印を省略する場合は発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を必ず記入してください。

請 求 書 (外部立会人経費用)

令和 8 年 **10** 月 **26** 日

新潟市長 様

不在者投票施設名		〇 〇 病 院	
法人経営の場合のみ記入	所 在 地	新潟市中央区学校町通2番町602番地1	
経費等の請求権限を有する者を記入	法 人 名	医療法人 〇〇会	
	請求者の職・氏名	理事長 新潟 一郎	印

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行の新潟市長選挙について、当施設において行われた不在者投票経費（外部立会人に係る経費）を下記のとおり請求します。

※ 職名と印は一致する必要があります。

記

- 請求金額 **7,400** 円
- 内 訳 別記請求内訳書のとおり
- 口座振替の内容

金融機関名	〇〇銀行 (金融機関コード 4桁数字)							
支店名	△△支店 (店番号 3桁数字)							
口座番号	普通 当座	0	1	2	3	4	5	6
ふりがな	いりょうほげん 〇〇かい りちろう にいがた いちろう							
口座名義	医療法人 〇〇会 理事長 新潟 一郎							
住 所	新潟市中央区学校町通2番町602番地1							
電話番号	025-123-4567							

発行責任者	中越 花子	事務担当者	下越 次郎
所属部署名	〇〇課〇〇係	連絡先	025-123-4567 内線〇〇〇

- (注) 1 押印を省略する場合は発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を必ず記入してください。なお、発行責任者は、請求書を発行するにあたり責任を有する方を記入してください。
- 2 請求金額は訂正しないでください。
- 3 この請求書の提出は令和 8 年 1 1 月 24 日（火）までにお願いします。

別記請求内訳書 (外部立会人経費用)

1 不在者投票立会実績

立 会 日 令和8年 **10** 月 **19** 日 (月)

立会時間 **午前** 午後 **8** 時 **30** 分 ~ 午前 **午後** **3** 時 **35** 分
※午前12時から午後1時まで屋食休憩

立会場所 **〇〇病院 1階 ミーティングルーム**

外部立会人氏名 **選挙 太郎**

※立会人選任実績報告書と一致することが必要です

2 不在者投票実施実績

不在者投票者総数 **50** 人

※ 立会時間は午前8時30分から午後3時35分まで従事したので、6時間5分となります。1時間未満の端数は1時間に切り上げて、7時間となります。

3 外部立会人の立会いに要した経費

立会時間	支給した金額 (A)	費用負担上限額 (基準額)			請求金額 (A)と(D)のいずれか低い方
		単価 (B)	単位 (C)	金額 (B)×(C)=(D)	
7 時間未満	円 7,400	円 1,458	時間 7	円 10,206	円 7,400
7 時間以上 8.5 時間以下		円 12,400	日 1	円 12,400	円

※ 立会時間が7時間未満の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

※ もし従事時間が7時間を超えた場合は、下の欄に記入します。なお、7時間を超えた場合の単位は1日(8.5時間)となります。

例えば、事前に立会人とは、時給1,200円 交通費200円で支払う約束をしていたとします。

立会時間は午前8時30分から午後3時35分まで従事していたので、6時間5分となりますが、立会人から6時間で構わないという申し出がありました。

このような場合は、謝金：時給1,200円×6時間=7,200円 交通費：200円 合計7,400円を支給することとなり、費用負担額も7,400円となります。

(注) この請求書のほかに「区選挙管理委員会からの選定通知書(写)」、「立会人選任実績報告書(写)」及び「謝金領収書等」を添付してください。

領 収 書

令和8年 **10** 月 **19** 日

(施設名) 長

〇〇**病院** 〇〇 〇〇 様

¥ 7,400 —

但し **外部立会人に係る謝金・交通費代として**

上記、正に領収しました。

住所 **新潟市〇〇区△△1丁目×番×号**

氏名 **選挙 太郎** ㊞

Ⅲ 資料

1 「指定病院等」における不在者投票事務の質疑応答集

問1 入院中の患者が、病院内で不在者投票できるのは、どのような場合ですか。

答1 その病院が不在者投票のできる施設として県選挙管理委員会から指定されており、入院中の患者が疾病等のため歩行が困難であれば、その病院内で不在者投票できます。

また、入院中の患者が歩行可能（外出可能）な場合であっても、病院が入院患者の本来行くべき投票区（投票所のエリア）の区域外であれば、病院内で不在者投票できます。これ以外の場合は、その病院では不在者投票ができず、区役所又は出張所において不在者投票を行うことになります。

問2 不在者投票のできる施設としての指定基準は何ですか。

答2 概ね 50 人以上の患者を収容できるベッドを備えた病院（医療法上の病院）であること、又は、収容人員が 50 人以上の老人ホーム等であることですが、指定基準の収容人員等を下回る場合であっても、不在者投票及び病院等の適正な管理執行が確保できる場合には、指定されます。

問3 既に指定されている病院（以下「本院」といいます。）に分院ができた場合、分院に入院中の患者にも不在者投票をさせることができますか。

答3 本院に分院ができた場合は、本院とは別個の病院として取り扱われ、その分院も新しく指定を受ける必要があります。

この場合の指定基準も答2のとおりとなりますが、この分院が本院と渡り廊下でつながっていて、本院の院長が管理するような場合については、指定基準が緩和されて取り扱われます。

問4 選挙ごとに指定を受ける必要がありますか。

答4 不在者投票のできる施設として一度指定を受ければよく、選挙のたびに指定を受ける必要はありません。

なお、施設の名称や住所が変わった場合には、県選挙管理委員会に直ちに異動届を提出してください。

問5 投票用紙や不在者投票用封筒を入手するにはどうすればよいのですか。

答5 選挙人自らが自分の属する選挙人名簿のある区選挙管理委員会（以下「名簿登録地選管」といいます。）に対して、投票用紙や不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）を請求する方法と、病院長を通じて代理請求してもらう方法があります。

自ら「投票用紙等」の請求を行う場合には、「不在者投票請求書（兼宣誓書）」に必要事

項を記載し、これを「名簿登録地選管」に提出して、「投票用紙等」と不在者投票証明書が入った封筒を交付してもらうことになります。

問6 入院患者の付添人は、病院内で不在者投票できますか。

答6 病院内で不在者投票ができるのは入院している人に限られますので、付添人は病院内で不在者投票できません。

問7 入院・入所中の者の投票意思の確認は、各室を廻って一人ひとりに行わなければならないのですか。

答7 入院患者・入所者全員に対して意思の確認ができる方法であれば、各室を廻る方法のほか、掲示板等に選挙期日と不在者投票を行う場合の申出方法を掲示する等の方法によっても差し支えありません。

問8 新聞やテレビ等で選挙期日を知った場合、選挙人から依頼がなくても「投票用紙等」をあらかじめ一括請求しておいてもよいですか。

答8 選挙人からの依頼がない場合は請求できません。

問9 ファクシミリで「投票用紙等」を請求することはできますか。

答9 「投票用紙等」の請求は「直接又は郵便等」によることとされており、ファクシミリはこれに該当しないのでできません。

問10 不在者投票用紙等代理請求依頼書の様式が氏名等を連記する様式になっていますが、個人情報保護の観点から問題があると判断した場合は、選挙人ごとに不在者投票用紙等代理請求書を提出してもらうことでよいですか。

答10 選挙人ごとに不在者投票用紙等代理請求依頼書を提出してもらうことで構いません。

問11 投票日の直前に入院患者から代理請求の依頼があった場合、拒否してもよいですか。

答11 投票は法律上の権利であり、代理請求を断ることはできません。
大切な一票ですから、できるだけ不在者投票が可能となるよう配慮願います。

問12 投票日の直前に入院患者から代理請求の依頼があった場合、本人の家族の者に院長の補助者として選挙管理委員会に請求に行かせてもよいですか。

答12 できるだけ病院の方が選挙管理委員会に行くようにしてください。

ただし、どうしても病院で対応できない場合には、病院長名の「病院長の補助者として請求させる旨の文書」を携帯させることにより、家族に請求に行かせることもやむを得ません。

問13 投票済みの「投票用紙等」を選挙人の家族が送致してもよいですか。

答13 その病院の職員以外の方が送致事務に携わることはできません。

問14 「不在者投票用紙等代理請求依頼書」はいつまで保管しておけばよいですか。

答14 不在者投票経費が入金されるまで保管しておいてください。

ただし、選挙に係る訴訟が提起された場合には、市選挙管理委員会が連絡する期間、保管してください。

問15 氏名掲示を壁などに貼ってもよいですか。

答15 氏名掲示は法律に規定がないため掲示することはできません。

過去に、投票日当日の投票所における氏名掲示の文字の誤り、ふりがなの誤り、脱落等により選挙が無効（やり直し）となった事例があります。また、掲示内容に誤りがなかったとしても、各施設の不在者投票場所では氏名掲示の順序についての規定もありません。万が一誤った方法で掲示した場合、選挙全体が無効となる可能性がありますので、絶対に掲示しないでください。

問16 入院患者から候補者氏名を知りたいとの要望がありますが、どうすればよいですか。

答16 選挙公報を不在者投票の投票用紙等といっしょに各施設へお渡しします。また、市選挙管理委員会のホームページに立候補一覧を掲載予定です。

これらを不在者投票管理者の責任により、何日現在の状況と断った上で、あくまで参考として、また、特定候補者等にするしが付けられないように常時監視できる場合に限り、投票所外において見せることは差し支えありません。

なお、選挙人からの要望が強い場合には、投票所内において見せることもやむを得ないものと考えられますが、氏名掲示と同様に法律に規定がないものであり、細心の注意が必要となります。

この場合、立会人等のほかに監視のための人員を配置して巡回を行う等、常時監視を厳しく行う必要があります。

特に、記載台に置いたりすることは、選挙無効の原因となりますので、絶対にしてはいけません。一般の投票所における事例で、投票記載台に紙片が放置されていて、これが管理者の落ち度として選挙無効が宣告されたものがあります。

問17 不在者投票を行わせる日を指定しても差し支えありませんか。

答17 差し支えありませんが、指定した日以外の不在者投票を認めないこととすると問題となります。選挙期日の前日までという不在者投票期間内においては投票の申出を拒否することはできません。

問18 不在者投票を行わせる日を指定する場合、いつ頃が適当ですか。

答18 不在者投票は投票日の前日まですることができですが、投票済みの「投票用紙等」は、

区選挙管理委員会を經由して、投票日当日の投票所が閉じる時刻までに各投票所に届く必要があります。

そのため、郵送期間等も考慮して、投票日前日の午前中には区選挙管理委員会に「投票用紙等」が届くような日を設定していただきますようお願いいたします。

問19 代理投票において選挙人が、(選挙人が持参した) 候補者の氏名等を掲載した新聞記事を指さして候補者等を指定する場合には、投票させて良いですか。

答19 指さすことが本人の意思によるものと認められるのであれば、投票させることができます。

問20 A病院に入院している時に「投票用紙等」の交付を受けた患者が、その後、B病院に移った場合、A病院で交付された「投票用紙等」を使用して、B病院で不在者投票ができますか。

答20 できません。

なお、その患者が、病院を通じないで自ら「投票用紙等」の交付を請求した場合には、B病院でも不在者投票ができる場合もありますが、名簿登録地の区選挙管理委員会にお問い合わせください。

問21 投票用紙等を請求したが、その後投票の意思がみられなくなった選挙人は、棄権と解釈してよいですか。

答21 結果として投票を行わなかった場合は、棄権となります。

なお、当該者の投票用紙等は交付された区選挙管理委員会に必ず返還してください。
また、当該者に係る不在者投票経費は交付されません。

問22 「投票用紙等」の代理請求後、当該選挙人が退院した場合、どのように対応すればよいのですか。

答22 「投票用紙等」が到着していない場合は、その旨を区選挙管理委員会に連絡して指示を仰いでください。既に「投票用紙等」が到着している場合は、経緯を書いた文書を添付して直ちに交付した区選挙管理委員会に返還してください。この場合、当該選挙人に対しては、投票日当日に投票所に行けば投票できる旨を伝えてください。

なお、投票日直前に不在者投票せずに退院するような場合には、「投票用紙等」を渡して、これと引き換えに当日投票ができる旨を伝えてください。

問23 投票箱を設置する必要がありますか。

答23 設置する必要はありませんが、不在者投票は大切に保管してください。

問24 投票用紙の記載の訂正について、どのような訂正方法がよいのですか。消しゴムで消さないといけないのですか。

答24 二重線で消して書き直してください。消しゴムで消す必要はありません。

問25 不在者投票管理者は、常に投票記載場所にいなければなりませんか。

答25 不在者投票管理者の管理権が及ぶのであれば、必ずしも投票記載場所にいる必要はありませんが、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者として2人、計4人がいなければなりません。

なお、ベッド上における不在者投票については、不在者投票管理者の管理下で、立会人が実在することが必要ですので注意してください。

問26 立会人は途中で変更できますか。

答26 立会人を途中で変更することはできますが、選挙人の投票中に変更することや不在者投票管理者の事務補助者と交互にその職務を変更することは適当ではありません。

問27 所定の手続きに基づいて不在者投票をした者が、投票内容を変えたいとので再度不在者投票をしたいと言っていますが、どうすればよいですか。

答27 所定の手続きに基づいて不在者投票が行われた場合は、再度投票することはできません。

問28 退院等の事情により、区選挙管理委員会から交付された「投票用紙等」と投票した人の数が異なります。不在者投票経費はいずれで算出するのですか。

答28 実際に投票した人の数で算出してください。

問29 不在者投票がいわゆる無効になってしまうケースを教えてください。

答29 外封筒に選挙人の署名がない不在者投票については、誰の不在者投票かわかりませんので、送致する投票所が特定できずに無効となります。

このほか、無効となるおそれがあるケースには次のものがあります。

- (1) 外封筒に投票した年月のみ記載し、日の記載のない投票
- (2) 外封筒に投票場所の記載が不十分な投票
- (3) 外封筒の封が破られている投票
- (4) 立会人氏名の記載がない投票
- (5) 立会人氏名をゴム印で記名した投票

問30 選挙管理委員会からの要望事項にはどんなものがありますか。

答30 1 早めの投票用紙の請求、投票済投票用紙の早めの送致をお願いしたい。

2 返戻の場合に、その内訳がわかるように文書を添えてほしい。

3 基本的な手続き学習、選挙人の署名の必要性を理解してほしい。

(署名がないと投票所への送致が不能になってしまう。署名ができない状態の人に対しては、代理投票の方法もあることを申し添えたらどうか。)

問31 指定病院等における不在者投票に関して問題となった事例にはどんなものがありますか。

- 答31
- 1 選挙人の依頼がないのに、職員が善意のつもりで封筒の封をした事例
 - 2 投票の意思がない人の分まで、まとめて請求した事例
 - 3 代理投票の際、代理記入者が選挙人の指示どおり記載しなかった事例
 - 4 投票用紙を紛失した事例
 - 5 指定されていない施設で投票がなされた事例

問32 不在者投票のできる施設として指定されている特別養護老人ホームが、老人短期入所事業（ショートステイ）も行っている場合、ショートステイに入所している人も同施設で不在者投票できますか。

- 答32 特別養護老人ホームとショートステイの管理者が同一人であり、かつ同じ建物内に併設されている限り、ショートステイに入所している人も同施設で不在者投票できます。
なお、この場合はショートステイ部分について指定を受ける必要はありません。

問33 問32の特別養護老人ホームが、認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）と老人デイサービス事業（デイサービスセンター）を行っている場合、グループホームに居住、デイサービスセンターに通所している人は同施設で不在者投票できますか。

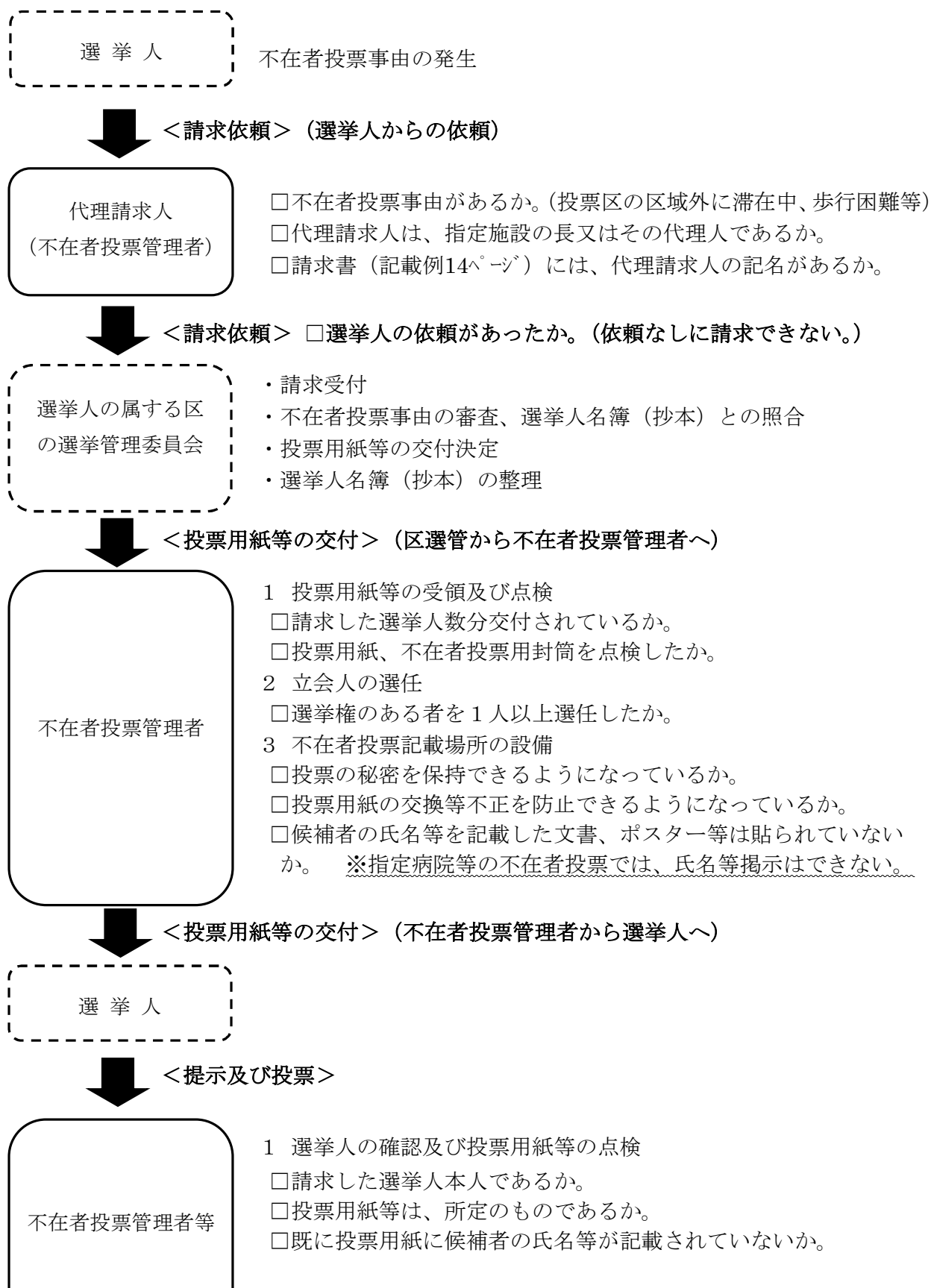
- 答33 いずれも施設に入所している人ではないため、同施設では不在者投票はできません。

問34 無投票かどうか知る方法を教えてください。

- 答34 無投票かどうかについては、告示日（10月11日）の立候補締切(午後5時)以降、市のホームページに掲載します。

2 「指定病院等」における不在者投票のフロー

(1) 代理請求人の請求の場合



不在者投票管理者等

2 投票

- ☐ 不在者投票管理者の管理下でおこなっているか。
- ☐ 1人以上の立会人がいるか。
- ☐ 投票記載場所で記載させているか。
- ☐ 記載後、内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れ封をさせたか。
- ☐ 外封筒の表面に選挙人の署名があるか。

(代理投票の場合)

(1) 選挙人の確認

- ☐ 代理投票できる選挙人であるか。(心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名を書くことができない者)

(2) 代理投票補助者の選任等

- ☐ 立会人の意見を聞いて、代理投票補助者2人を事務従事者から定めたか。
- ☐ 不在者投票管理者、その事務補助者及び立会人が代理投票補助者を兼ねていないか。(兼任はできない。)
- ☐ 代理投票補助者に対して、1人が投票に立ち会い、他の1人が代理記載をすることを説明したか。

(3) 代理投票

- ☐ 代理記載をする代理投票補助者(代理記載者)が、投票記載場所で選挙人の指示する候補者を記載し、他の1人が立ち会っているか。
- ☐ 投票用紙に記載した候補者名を選挙人に確認させたか。
- ☐ 記載後、内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れ封をさせたか。
- ☐ 外封筒の表面に選挙人の氏名を記載しているか。(代理記載者が記載するが、氏名は選挙人の氏名である。)
- ☐ 選挙人氏名欄以外に記載はないか。(仮投票でない限りは、氏名欄以外の記載はさせないこと。)

3 不在者投票管理者の記名等

- ☐ 投票のあった外封筒の裏面に、直ちに投票した年月日、投票場所を記載し、かつ記名をしたか。

4 立会人の署名

- ☐ 同外封筒の裏面に、直ちに立会人の署名をしたか。
(本人以外の者の署名及びゴム印等の記名は不可。)

<送致>

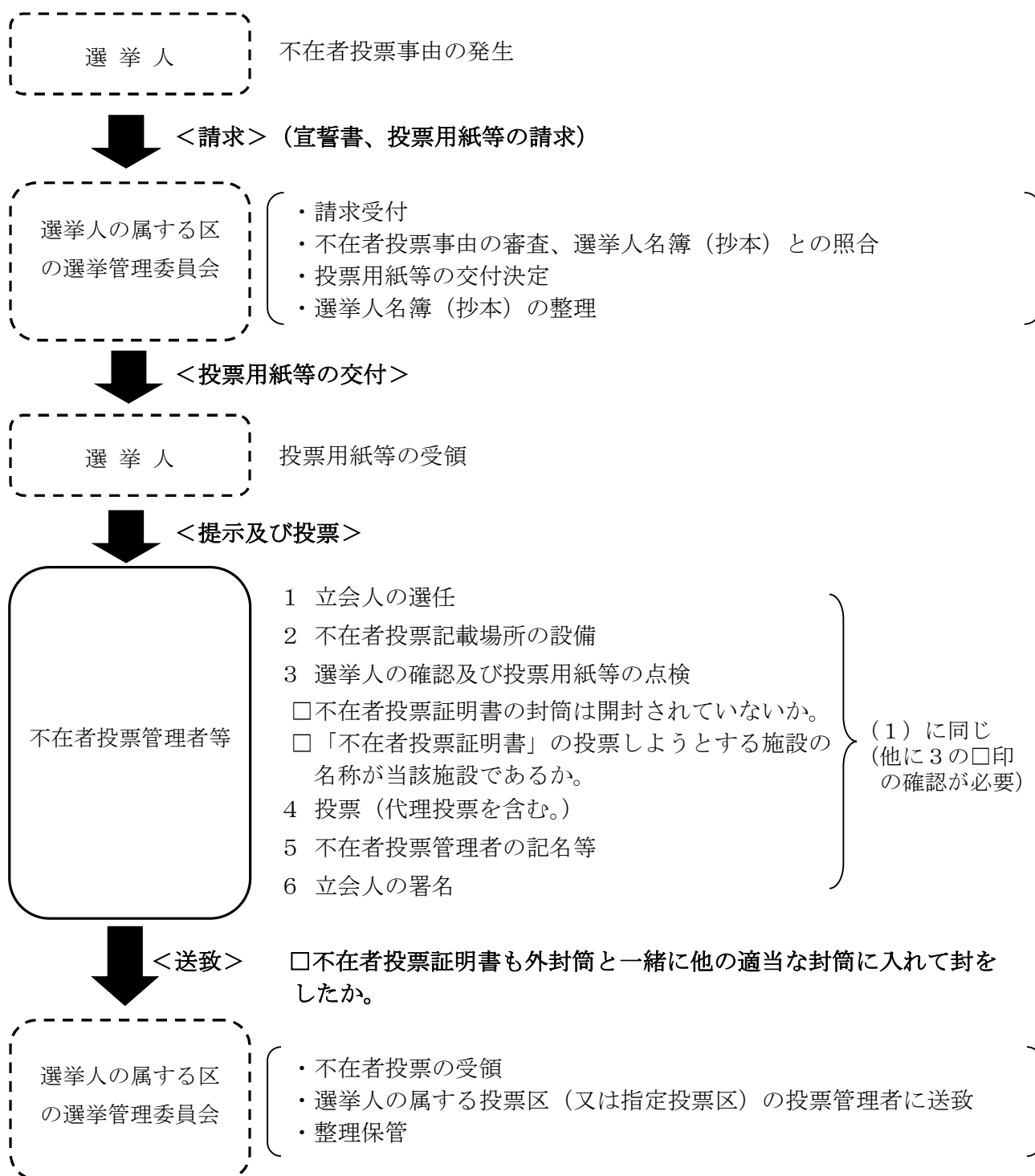


選挙人の属する区
の選挙管理委員会

- ☐ 手続の終わった外封筒を他の適当な封筒に入れて封をしたか。
- ☐ 上記封筒の表面に投票が在中する旨を明記したか。
- ☐ 上記封筒の裏面に不在者投票管理者の記名をし、印を押したか。

- ・ 不在者投票の受領
- ・ 選挙人の属する投票区(又は指定投票区)の投票管理者に送致
- ・ 整理保管

(2) 選挙人本人請求の場合



3 新潟市・区選挙管理委員会所在地一覧

選挙管理委員会名	郵便番号	住所	電話番号
新潟市	951-8068	新潟市中央区上大川前通 8 番町 1260 番地 1	025-226-3343
新潟市北区	950-3393	新潟市北区東栄町 1-1-14	025-387-1105
新潟市東区	950-8709	新潟市東区下木戸 1-4-1	025-250-2710
新潟市中央区	951-8553	新潟市中央区西堀通 6 番町 866	025-223-7086
新潟市江南区	950-0195	新潟市江南区泉町 3-4-5	025-382-4519
新潟市秋葉区	956-8601	新潟市秋葉区程島 2009	0250-25-5460
新潟市南区	950-1292	新潟市南区白根 1235	025-372-6421
新潟市西区	950-2097	新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号	025-264-7112
新潟市西蒲区	959-0492	新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1 (西川出張所 3 階)	0256-72-8129